公益財団法人板橋区スポーツ協会　評議員候補者選出規程

（目的）

第１条　この規程は、公益財団法人板橋区スポーツ協会定款第１６条に定める評議員の候補者選出について定める。

（兼務制限）

第２条　評議員候補者の推薦にあたっては、当法人の理事及び監事にある者を選出することはできない。

（加盟団体による評議員候補者の選出）

第３条　加盟団体は、評議員候補者を互選により２７名以内推薦することができる。

２　前項の場合、各加盟団体は互選により各１名推薦することができる。ただし、やむを得ない事由により推薦を辞退することができる。

(理事会による評議員候補者の選出)

第４条　理事会は、評議員候補者として外部の学識経験者を３名以内推薦することができる。

２　前項の場合、当法人の加盟団体関係者（会長、副会長、理事長等の主要役員）を選出することはできない。

（規程の変更）

第５条　この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附　則

１　この規程は、平成２５年６月１９日より施行する。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。